

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 申請手続に関するもの		
1-1	第2号技能実習を2年間行う計画で申請し機構から認定を受けた後に、地方入国管理局に在留資格の変更申請をしたところ技能実習生に対し許可された在留期間は1年間でした。その場合、2年目の在留期間更新申請時に、改めて機構において計画の認定を受ける必要がありますか。	技能実習計画は各号ごとに認定を受けるので、2年間の第2号技能実習を計画し、その認定を受けた場合には、2年目の在留期間更新申請時に改めて機構において計画認定を受ける必要はありません。
1-2	監理団体の許可を受けた後でなければ、団体監理型技能実習の計画認定申請を行えないのでしょうか。	団体監理型技能実習の計画認定申請を行う場合には、その実習監理を行う監理団体が監理団体の許可を受けていることが必須です。 なお、新制度への移行期においては、監理団体の許可申請及び技能実習計画の認定申請とも、施行日前の事前申請を受け付ける予定であり、監理団体が許可を受けていなくても、団体監理型技能実習の計画認定申請を行うことは可能です。 この場合において、監理団体の許可申請及び技能実習計画の認定申請とも、施行日以降の結果通知となるため、仮に監理団体が許可を受けられなかった場合には、同監理団体の監理を受けて、実施予定であった技能実習計画についても、認定されることはありません。
1-3	本社の住所地は東京都内(登記簿上の本店も同じ)ですが、全国的に工場や支社を持っており、その東京都以外の住所地にある工場のみで技能実習生を受け入れる場合、技能実習計画認定の申請先はどちらになりますか。	技能実習を行わせようとする申請者が法人の場合は、実習実施場所にかかわらず、その本店の住所地を担当する機構の地方事務所・支所に申請することとなりますので、申請先は、本店の住所地を担当する機構の東京事務所となります。
1-4	登記簿上の本店の所在地(住所地)は東京都内ですが、実質的な本社機能を有する事業所の所在地は大阪府内にあります。この場合、技能実習計画認定の申請先はどちらになりますか。	技能実習を行わせようとする申請者が法人の場合は、その登記簿上の本店の所在地を担当する機構の地方事務所・支所に申請することとなりますので、申請先は、本店の所在地を担当する機構の東京事務所となります。
1-5	現在、第1号技能実習を行っていますが、第2号技能実習を開始する予定は平成30年2月1日からです。その第1号技能実習生の在留期限も、同年2月1日です。この場合で、第2号技能実習を行おうとするときは、新制度の手続により、技能実習計画の認定申請を行い認定を受ける必要がありますか。	新制度の手続により、技能実習計画の認定申請を行い認定を受け、在留資格の変更許可を受ける必要があります。 なお、ご質問のあった以外の技能実習生の在留期限が平成30年1月31日までである事例については、現行制度の手続を受けることが可能となります。詳しくは、「新たな外国人技能実習制度について」の20頁「技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について」をご覧ください。

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
1-6	技能実習計画の認定申請の際に、技能実習生となる外国人を決定していなければなりませんか。	技能実習生について、技能実習計画の認定を受けるための基準が定められていることから、技能実習計画の認定申請をする際には、技能実習生となる外国人が特定されていることが必要です。
1-7	技能実習法の施行日前に地方入国管理局で申請が受理された「技能実習2号」から「技能実習2号」への実習先変更の在留資格変更許可申請で、仮に、同施行日に処分が終わらなかった場合は、新制度の規定が適用されるのでしょうか。	技能実習法の施行日前に地方入国管理局へ実習先変更の在留資格変更許可申請がなされた場合には、原則として、同施行日前に地方入国管理局から処分を行うことを想定しています。同施行日までに処分が終わらなかった場合の経過措置は設けられていませんので、十分な時間的な余裕を持って地方入国管理局に申請を行うことが必要となります。
○ 技能実習計画の記載事項に関するもの		
2-1	技能実習計画の認定申請の際、監理団体の許可番号や許可の別などを記載する必要があるところ、法施行前の技能実習計画認定申請事前受付において、監理団体の許可が下りていない場合にはどのように記載すればよいのでしょうか。	新制度への移行期において、監理団体の許可申請中の段階で技能実習計画の認定申請を行う場合には、監理団体の許可に係る申請時に交付された申請受理票に記載されている受理番号(例:許17〇〇〇〇〇〇〇〇)を記載してください。
2-2	参考様式第1-1号の「申請者の概要書」の⑪労働保険番号は、基幹番号のみ記載すればよいのでしょうか。それとも、都道府県番号から全て記載するのでしょうか。	都道府県番号から全て記載願います。
○ 技能実習計画の添付書類に関するもの		
3-1	技能実習計画の認定申請は、技能実習生一人一人について行うことが求められているが、共通の添付書類については、省略できないのでしょうか。	同時に二以上の申請書等を提出する場合、重複する添付書類の省略を可能としています。(規則第69条第1項)

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
3-2	<p>役員の住民票の写しの提出を求められていますが、役員の人数が多く、全員分の住民票の写しを入手することが困難です。何か、他の書類で代替することはできませんか。</p>	<p>住民票の写しを提出して頂くことが原則ですが、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式1-36号。)の提出で代替可能であるという取扱いとします。</p> <p>なお、代表取締役が技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しないことは想定されていませんが、代表取締役が関与しないということであれば、その理由を説明した文書(任意様式)を提出してください。この場合であっても、技能実習生の受け入れ部署を担当する役員のうち少なくとも一人の住民票の提出は必要です。</p> <p>ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、技能実習計画の認定の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。</p> <p>また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合があります。</p> <p>※本取扱いは、住民票の提出にかかる特例であって、技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)の第2面には、登記されている役員全て(監査役・監査法人・技能実習に関与していない役員を含む。)の氏名・役職名・住所の記載が必要です。</p>
3-3	<p>技能実習計画の添付書類として、「監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し」が求められていますが(規則第8条第9号)、契約書でない場合にどのような書類であれば認められるのでしょうか。</p>	<p>監理団体と申請者(=実習実施者)の間の実習監理に係る契約書に代わる書類として、監理団体(組合)と実習実施者(組合員)との関係を規定している書類、具体的には、監理団体(組合)が定めた技能実習に関する事業に係る規約と、当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類を提出して頂くことが可能です。</p>

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習計画の認定基準に関するもの		
4-1	介護職種での受入れを考えています。技能実習計画の認定を受けるための要件はどうなりますか。	現在、厚生労働省(社会・援護局)において検討を進めているところです。最新の情報は、厚生労働省HP(外国人技能実習制度への介護職種の追加について、 <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html</a> )を御確認下さい。
4-2	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、常勤の職員の総数が基準となりますが、雇用保険の被保険者であれば、常勤の職員としてカウントしてよいのでしょうか。	常勤の職員は、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)とされています。 勤務時間等待遇面からみた場合、次の点に鑑み、判断されます。 ア 所定労働日数が週5日以上、かつ、年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 イ 入社後6か月間継続勤務して、全労働日の8割以上出勤した場合、10日以上 of 年次有給休暇が付与されること。 ウ 雇用保険の被保険者であり、かつ、一週間の所定労働時間が30時間以上であること。 雇用保険の「1週間の所定労働時間」に係る適用要件は、「20時間以上であること」とされていることから、同保険の被保険者であることのみをもって常勤の職員として判断することは不適切です。
4-3	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、農家や自営業者等の個人事業主は、雇用主に雇用されているものではありませんが、常勤の職員としてカウントすることは可能でしょうか。	申請者が個人事業主である場合には、確定申告をした前年分の収支内訳書の記載を確認するなどして、常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
4-4	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、法人の役員は、雇用主に雇用されているものではありませんが、常勤の職員としてカウントすることは可能でしょうか。	健康保険法上の被保険者資格取得に当たっては、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、役員であっても、法人から労働の対価として報酬を受けている場合には、法人に使用される者(例:取締役部長)として被保険者の資格を取得する場合がありますとされています(詳細は日本年金機構にお問合せください)。したがって、このような場合には役員であっても、職員として取り扱って差し支えありません。
4-5	「優良な実習実施者」の要件の「技能実習生の待遇」に関し、2号移行時の昇給率は0%、3号移行時の昇給率は3%の場合でも加点対象となるのでしょうか。それとも2号移行時及び3号移行時の昇給率ともに3%以上であることが必要なのでしょうか。	「技能実習の各段階ごとの昇給率」なので、加点要素となるには、2号移行時の昇給率、3号移行時の昇給率の両方とも3%以上である必要があります。
4-6	帰国旅費について、技能実習制度運用要領P78の「【留意事項】○帰国事由が技能実習生の自己都合による場合について」には、「企業単独型実習実施者又は監理団体が負担すべき帰国旅費については、帰国事由を限定していません。」とありますが、技能実習生が帰国する際には、自己都合等で複数回帰国するような場合であっても監理団体(企業単独型の場合は実習実施者)が全て全額負担する必要がありますか。	規則第12条第6号に規定する帰国旅費については、あくまでも、「技能実習を終了して帰国する」際の費用について監理団体(企業単独型の場合は実習実施者)が全額負担しなければならないことを定めたものですので、上記P78「【留意事項】○帰国事由が技能実習生の自己都合による場合について」についても、あくまで「技能実習を終了して帰国する」場合のみが該当します。そのため、再入国許可を受けて一時的に本国に里帰りするような場合の旅費などは対象外となります。

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
<b>○ 技能実習の内容に関するもの</b>		
5-1	規則第10条第2項第3号ホの「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」に関し、「技能実習制度 運用要領」51ページの②において、「教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要」とあるところ、この「教育機関」とはどのようなものが該当するのでしょうか。 また、期間が6か月以上であれば、どのようなものでも該当するのですか。	ご質問のありました「教育機関」とは、同要領64ページにある「外国の教育機関」と同義ではなく、その国又は地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されているものである等の特段の要件がある訳ではありません。 しかしながら、教育期間が6か月以上であれば、どのようなものでも該当するというわけではなく、少なくとも教育機関における教育の内容が技能実習を行わせようとする職種・作業に関連する教育課程と認めるに足りる内容となっていることが求められます。
5-2	技能実習法第9条第1号にある「本国」とは、具体的にはどの国が該当するのでしょうか。	具体的には、技能実習生の「国籍又は住所を有する国又は地域」が該当します。
5-3	入国後講習に関連して、法的保護に必要な情報について専門的知識を有する行政書士等が、監理団体の外部役員又は監査人あるいは顧問として就任した場合は、その監理団体に「所属する者」に該当して、技能実習生の法的保護に関する講習を行うことができないのでしょうか。	実習実施者又は監理団体に所属する行政書士等は外部講師になることはできないほか、実習実施者若しくは監理団体の顧問になっている行政書士等又は監理団体の外部役員(定款、寄付行為等により顧問等の役職に就任している場合をいいます。)等もこれら機関に所属している者として外部講師になることはできません。
5-4	行政書士等が業務委託により、監理団体の外部監査人となった場合は、その監理団体が実施する入国後講習の技能実習生の法的保護に関する講習の外部講師になれますか。	複数の機関と契約して行政書士等としての本来的な業務を行いつつ、監理団体から外部監査人として業務を受託している場合等、当該監理団体と密接な関係を有していないと評価されるときには、所属する者に該当せず、外部講師になることが可能です。

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
<b>○ 技能実習の体制に関するもの</b>		
6-1	技能実習責任者は、同一の実習実施場所において複数選任しても良いのでしょうか。	それぞれが当該事業所における技能実習の全体について連帯して責任を負うことができるのであれば、複数名選任することも排除されてはいません。
6-2	技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員を兼任することは可能ですか。	技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。
<b>○ 第3号技能実習の内容に関するもの</b>		
7-1	第3号技能実習については、第2号技能実習を修了後、1か月以上帰国しなければならないとなっておりますが、第2号技能実習を修了して帰国した場合は、その後、何年以内なら第3号技能実習に進めるのでしょうか。	第2号技能実習の修了から第3号技能実習の開始までの帰国期間に上限はありません。 ただし、帰国後相当な期間が経っているのに、その間に技能実習で身に付けた技能等を全く活用していないような場合には、帰国後の業務従事予定(規則10条2項3号ハ)の信用性等に疑義が生じることもあり得るので、技能実習生の選定に当たって留意していただく必要があります。
<b>○ 技能実習生の待遇に関するもの</b>		
8-1	技能実習生の宿泊施設について、「技能実習制度 運用要領」では「2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること」が必要とされているが、代替措置はないのでしょうか。	すべり台、避難はしご、避難用タラップ等を設置する等により、技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、「容易に屋外の安全な場所に通ずる階段」と同様の代替措置が講じられていると認められます。 これらの措置を講じている場合には、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請して頂くことが必要です。

## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
8-2	<p>技能実習生の宿泊施設について、「技能実習制度 運用要領」では「寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保すること」が必要とされているが、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設がこの基準を満たしていない場合、どのようにしたら良いでしょうか。</p>	<p>技能実習生の宿泊施設については、「技能実習制度 運用要領」において示している「寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上」を確保していない場合には、「技能実習生のための適切な宿泊施設を確保している」(法第9条第9号、規則第14条第1号)とは、原則、認められないこととなります。</p> <p>しかしながら、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設については、「技能実習制度 運用要領」において示している寝室の面積以外の宿泊施設の基準を満たしていることを前提に、寝室以外に私有可能なスペースを別途設けている等の取組により、実質的に1人当たり4.5㎡以上の私有スペースが確保されていると認められる場合には、当該宿泊施設を使用している間は、「技能実習生のための適切な宿泊施設を確保している」(法第9条第9号、規則第14条第1号)と認められる余地があります。</p> <p>個別具体的には、機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談いただいた上で、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に上記の取組等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請して頂く必要があります。</p>
8-3	<p>「実習生のための適切な宿泊施設を確保していること」の基準に適合するようになるためには、賃貸物件の場合、申請の時点で賃貸契約を結んで、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないのでしょうか。また、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないとする場合は、その家賃の負担を技能実習生に求めてもよいのでしょうか。</p>	<p>技能実習生の入国日以降に宿泊施設が使用できる契約となっていることが確認できれば、「宿泊施設を確保している」といえます。契約の内容によっては、入国前から家賃を払い続けなければならない場合も想定されますが、その場合であっても、技能実習生が実際に入居する前の家賃については、「実費に相当する額」とはいえず、実習生にその負担を求めることはできません。</p> <p>なお、契約の内容が、入国前から家賃を払い続ける必要はない代わりに、他に当該賃貸物件の契約をしようとする者があった場合は、契約が解除されるといったものであるときは、「契約が解除されていた際には、改めて適切な宿泊施設を確保する」旨の誓約をしていけば足りります。</p>



## よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
New ! 8-4	<p>技能実習生が定期的に負担する費用のうち、居住費については、自己所有物件の場合、実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額とされていますが、当該物件の耐用年数が過ぎている場合は、技能実習生に対し費用の負担を求めることは一切できないのでしょうか。</p>	<p>自己所有物件について、建物自体の耐用年数が過ぎたものであっても、冷暖房施設の更新や修繕、クリーニング、壁紙の張り替え等、当該物件の維持に必要な費用を、更新年数や居住する実習生の人数等を勘案して、その実費に相当する適正な金額を徴収することは可能です。</p>
○ 技能実習計画の変更に関するもの		
9-1	<p>技能実習の開始後に昇給等によって技能実習生の賃金額に変更が生じた場合、技能実習計画変更認定申請あるいは技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要でしょうか。</p>	<p>昇給する場合であって、その理由が雇用条件書(参考様式第1-15号)の「昇給」の条件に基づくとき等や、最低賃金の改正によるものであるときは、技能実習計画変更認定申請・技能実習計画軽微変更届出書の提出のいずれも必要ありません。</p> <p>一方、昇給する場合であって、その理由が「技能実習生の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があったことにより、新たな比較対象とした日本人の報酬額に従って技能実習生の報酬額を変更した」ときや、賃金額を変更する場合であって、その条件が技能実習生にとって不利になるときは、技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要です。</p> <p>技能実習計画軽微変更届出書の提出に際しては、「雇用条件書の写し」と「技能実習生の報酬に関する説明書(参考様式第1-16号)」を添付してください。</p>